諮問番号：令和４年度諮問第１０号

答申番号：令和４年度答申第２３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○保健福祉総合センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和２年３月２６日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人の夫（以下「夫」という。）の名義の負債を審査請求人が支払う義務があるのか。

毎月１５，０００円の不足に対して、審査請求人が借入し、返済する義務があるのか。

本件処分の見直しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）法第９条に規定されるとおり、保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとされている。また、法第１０条及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第１のとおり、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされ、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされている。

これを本件についてみると、処分庁は、令和２年３月２６日に夫の意思を確認したとして、同日付けで夫を世帯員から削除し、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）別表第１第１章に定める同月分の基準生活費１２２，６２０円を日割り計算により１１４，０２８円に減額し、同月分の夫の年金収入を日割りした５３，４１２円を収入充当から削除したことが認められる。

その結果、夫の転出後の令和２年３月分の審査請求人世帯の保護費（以下「変更後３月分保護費」という。）は１０２，８００円となり、既に支給した同月分の保護費（以下「支給済３月分保護費」という。）は９８，７８５円であったことから、不足する保護費４，０１５円（以下「本件保護費」という。）を追加で支給する本件処分を行ったことが認められるが、本件処分に違算はなく、これらの手続に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、夫名義の負債を審査請求人が支払う義務があるのか等主張するが、本件処分とは関連がなく、審査請求人の主張は採用できない。

（２）以上のとおり、本件処分は、処分庁が夫を世帯員から削除したことに伴う審査請求人世帯の保護費の変更を行ったものであり、本件処分に係る判断及び手続に違法又は不当な点は認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和４年７月１５日　　諮問書の受領

令和４年７月１９日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：８月２日

口頭意見陳述申立期限：８月２日

令和４年８月１０日　　第１回審議

令和４年９月１５日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び法第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

（４）法第９条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と定めている。

（５）法第１０条は、世帯単位の原則を定め、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。

（６）保護の基準別表第１第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を定めている。

なお、処分庁管内の本件処分の時における審査請求人世帯（２人世帯）の居宅基準（以下「当初居宅基準」という。）の基準生活費の月額は１２２，６２０円、冬季加算は３，７３０円である。また、夫転出後の審査請求人世帯（１人世帯）の居宅基準（以下「変更後居宅基準」という。）の基準生活費の月額は７８，２３０円、冬季加算は２，６３０円である。

（７）次官通知第１は、世帯の認定について、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」と記している。

　　　なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（８）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１は世帯の認定について１から６を示し、１は、「居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。（１）出かせぎしている場合（２）子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合（３）夫婦間又は親の未成熟の子（中略）に対する関係（中略）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合（４）行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合（５）病気治療のため病院等に入院又は入所（中略）している場合（６）職業能力開発校等に入所している場合（７）その他（１）から（６）までのいずれかと同様の状態にある場合」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

（９）生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１－１の答は、「（前略）夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外の者と同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられる。（後略）」と記している。

（１０）問答集問１－６の答は、「（前略）甲〔夫〕と乙〔妻〕との間には全く音信が途絶え、乙が甲のもとに帰来することが期待できず、夫婦関係が全く解体したような場合には、たとえ法律上は夫婦であっても別世帯として認定すべきであろう。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年４月２５日付けで、処分庁は、審査請求人及び夫に対し、法による保護を開始した。

（２）令和元年１０月３１日付けで決裁された保護決定調書（兼保護金品支給台帳）の最低生活費認定欄には、名前の項目に審査請求人と夫の名が記載されている他、「生活基準１２２，６２０」、「冬季居宅（調整額）３，７３０」、「生活費計１２６，３５０」、「認定家賃４６，０００」と記載されている。

また、収入充当内訳欄には、審査請求人の収入として「老齢厚生７，３３３」、「認定額７，３３３」と、夫の収入として「老齢厚生６５，１４９」、「企業年金１，０８３」、「認定額６６，２３２」と記載されている。

さらに、扶助額決定欄には、最低生活費の合計として「１７２，３５０」、収入充当額の合計として「７３，５６５〔７，３３３＋６６，２３２〕」、扶助額の合計として「９８，７８５」と記載されている。

（３）令和２年３月１６日付けのケース記録票には、「（前略）（妻）〔審査請求人〕が来所し手続を行う。３／１５の夜に夫婦喧嘩となり（主）〔夫〕転倒。手首と腰を痛め家から出られない状況、と（妻）話す。（後略）」と記載されている。

（４）令和２年３月２６日付けのケース記録票には、「（前略）（主）〔夫〕の意思を確認。（中略）別居・帰宅不可の意思を示す。（中略）（主）〔夫〕の意思を確認できた令和２年３月２６日付で（主）〔夫〕を世帯員削除する。」と記載されている。

（５）令和２年３月２６日付けで決裁された保護決定調書（兼保護金品支給台帳）の最低生活費認定欄には、名前の項目に審査請求人の名が記載されている他、「生活基準７８，２３０」、「冬季居宅（調整額）２，６３０」、「生活費計８０，８６０」、「認定家賃４６，０００」と記載されている。

また、収入充当内訳欄には、審査請求人の収入として「老齢厚生７，３３３」、「認定額７，３３３」と記載されている。

さらに、扶助額決定欄には、最低生活費の合計として「１２６，８６０」、収入充当額の合計として「７，３３３」、扶助額の合計として「１１９，５２７」、３月分支給額（本件保護費）として「４，０１５」と記載されている。

（６）令和２年３月２６日、処分庁は、前記（３）のとおり、夫の意思を確認したことから、同日付けで夫を世帯員から削除の上、本件保護費（４，０１５円）を追加して支給する本件処分を行った。

　　　なお、本件処分に係る保護決定（変更）通知書の「１保護の種類及び支給額」の欄には、「今回は日割計算などにより次の金額を支払います。」と記載した上で、令和２年３月分の生活扶助及び今回の支給額が４，０１５円である旨が記載されている。

　　　また、「３保護の変更の時期」の欄には、「令和２年３月２６日」と記載され、「４保護を変更した理由」の欄には、「（前略）〔夫〕の転出による。◆追加支給額は４，０１５円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和２年３月分（中略）４，０１５円を令和２年４月９日に支給します。」と記載されている。

（７）令和２年５月２日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）世帯の認定について

法は、前記１（５）のとおり、法第１０条において、保護の要否及び程度を判断する場合の単位として世帯を原則とすることを定めている。

その趣旨は、各個人の経済生活は通常世帯を単位として営まれており、保護を要する生活困窮という事態は、世帯員のある特定の個人についてあらわれるものではなく、世帯全体に同じ程度においてあらわれるからと解されている。

　　　また、保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。そして、世帯の認定については、前記１（７）のとおり、次官通知第１において、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとし、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときも同様とする旨を示し、前記１（８）のとおり、局長通知第１の１において、居住を一にしていない場合であっても同一世帯に属していると判断すべき場合を示している。

　　　本件についてみると、処分庁は、前記２（４）のとおり、令和２年３月２６日付けで夫の意思を確認したことから、法第１０条、次官通知第１（処理基準）、前記１（９）、（１０）の問答集に照らして、同日付で夫を世帯員から削除する本件処分を行ったことが認められる。

　　　上記の処理基準及び問答集の内容は、法第１０条の趣旨に照らして合理的なものと言え、また、事件記録からは、前記１（８）の局長通知に示される居住を一にしていない場合の同一世帯に属していると判断すべき場合に該当するような事実も認められないことにも鑑みれば、夫の意思が確認できた日をもって、夫を世帯員から削除した処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

（２）本件保護費の算定について

本件処分では、令和２年３月２６日付けで夫を世帯員から削除したことに伴い、同月分の審査請求人の保護費を日割りにより算定した結果、審査請求人に対して本件保護費を追加して支給を行っていることが認められる。

　　　以下、前記１（６）の保護の基準に基づき、本件保護費の算定について検討する。

ア　変更後３月分保護費のうち、まず、①最低生活費は、当初居宅基準の基準生活費１２２，６２０円と冬季加算３，７３０円について、それぞれ、夫が世帯員から削除されるまでの２５日分（以下「２５日分」という。）の日割りにより算定して得た額（１０１，８９５円）に、変更後居宅基準の基準生活費７８，２３０円と冬季加算２，６３０円について、それぞれ、夫が世帯員から削除された後の６日分の日割りにより算定して得た額（１５，６５０円）を加えた１１７，５４５円（基準生活費１１４，０２８円、冬季加算３，５１７円）を生活扶助額とし、前記２（２）の認定家賃（住宅扶助）４６，０００円を加えた１６３，５４５円と算定できる。

次に、②収入充当額は、前記２（２）の認定額（夫の年金収入）６６，２３２円を２５日分の日割りにより算定して得た額（５３，４１２円）に審査請求人の年金収入７，３３３円を加えた６０，７４５円と算定できる。

そして、上記の①最低生活費１６３，５４５円から②収入充当額６０，７４５円を差し引いた１０２，８００円が変更後３月分保護費であることが認められる。

　　イ　変更後３月分保護費１０２，８００円と支給済３月分保護費９８，７８５円との差額が４，０１５円であることから、本件保護費の算定に誤りは認められない。

（３）その他

なお、審査請求人は、夫の名義の負債を審査請求人が支払うこと等について縷々主張する。

しかしながら、夫を世帯から削除したことによって結果的に保護費を追加支給することとなった本件処分と、審査請求人が夫の負債を負担することには関連性は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（４）結論

以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲